

# 「第 27 回高知県 C02 木づかい固定量認証専門委員会」議事録

日 時：令和 2 年 7 月 17 日(金) 14:00～15:30

場 所：一般社団法人 高知県山林協会 1F 会議室

出席者：委員長 川田 勲（高知大学名誉教授）

委 員 松岡 良昭（一般社団法人 高知県木材協会 専務理事）

岩内 史子（生活協同組合 コープ自然派しこく 理事）

相良 康麿（高知県森林組合連合会 専務理事） ※欠席

事務局（環境共生課）坂田 修一、越智 敦史

（木材産業振興課）竹崎 誠、永石 達也

## 1. 開会

（事務局：坂田補佐）

第 27 回高知県 C02 木づかい固定量認証専門委員会を開催する。本日は環境共生課長の松尾が所用で欠席のため、課長補佐の私、坂田が代理を務めさせていただく。

この制度は、木材利用が地球温暖化対策に貢献することを多くの人に分かりやすくお伝えするものではあるが、近年、認証件数は減少傾向にあり、特に個人住宅については、平成 28 年に 1 件認証されて以来 0 件が続いており、より多くの人に普及させていくという課題がある。今回は、県外の企業からの提案ではあるが、住宅を対象とする認証件数を増やしていくかたちで見直しをさせていただく。高知県の木を使っていただくことに軸足を置いた改正であり、制度の考え方に関連するものと考えている。そのため皆様には忌憚のないご意見をいただき、ご審議していただきたい。委員の皆様をご紹介させていただく。高知大学名誉教授川田勲委員、高知県木材協会専務理事松岡良昭委員、生活協同組合 コープ自然派しこく理事岩内史子委員。相良委員については本日欠席となっているが、事前配布した資料についてのご意見は、特にないとのことでした。続いて、事務局を紹介する。先程ご挨拶しました坂田です。

（事務局：越智）

4 月から担当となりました越智と申します。よろしく申し上げます。

（事務局：坂田補佐）

そして本日改正にあたり、木材産業振興課の方から参加させていただいております。

（事務局：竹崎企画監）

竹崎です。よろしく申し上げます。

（事務局：永石）

永石です。よろしく申し上げます。

（事務局：坂田補佐）

それでは、これからの進行は川田委員長にお願いする。

（川田委員長）

本日の協議事項は、固定認証制度の運営要綱の改正、認証ロゴマーク等使用規程の改正の 2 点を中心である。忌憚のない意見をお願いする。それでは、事務局から説明をお願いする。

## 2. 高知県 C02 木づかい固定量認証運営要綱の改正について

(事務局：越智)

運営要綱の改正について説明する。

---

資料参照（改正内容、運営要綱新旧対照表）

---

(川田委員長)

新旧対照表 2 ページ（第 3 条 認証の要件（1）ウ）の条文が、「又は」が多くて分かりづらい。例えば、「こうちの木住まいづくり助成事業、高知県産材住宅ローン又は土佐の木住まい普及推進事業（補助要件 1 企業あたりの補助金額の上限を除く）を利用又は利用しようとする県産木造住宅であること」として、3 つの事業をすべて利用又は利用しようとするとはどうか。何か問題が出てくるか。

(事務局：竹崎企画監)

「土佐の木住まい普及推進事業」は、1 企業あたり 100 万円という補助金の上限があるため、上限を超えた住宅に関しては、利用又は利用しようとする事が出来ないのでは、矛盾が出てくる。

(川田委員長)

それであれば、文章を 2 つに切るのはいかがでしょうか。

(岩内委員)

箇条書きにした方がいいのでは。

(事務局：坂田補佐)

確かに「又は」が続き分かりにくいので、表現は考える。

(川田委員長)

文章としておかしいので、岩内委員が言われるように箇条書きにするか、文章を 1 回切るか、誤解を生まないような文言にする必要がある。松岡委員いかがですか。

(松岡委員)

確かに文言が入ってきにくいというのはある。利用又は利用しようとするのは上の 2 つの事業（「高知の木住まい助成」、「高知県産材住宅ローン」）に対してのことなのか、3 つともに対してのことなのか。

(事務局：竹崎企画監)

上の 2 つの事業のこと。「土佐の木住まい普及推進事業」の上限の 100 万円を超えた住宅は、利用も利用しようとも出来ないため。「100 万円以外の補助要件をすべて満たしている」ということにしないと矛盾が生じる。

(事務局：坂田補佐)

第 3 条（1）にエを新設し、「土佐の木住まい普及推進事業」を入れた方がスッキリする。他にも細かい修正があるところは直す。

(川田委員長)

年間 350 棟、県産材を使っている企業というのは、建築業者なのか。

(事務局：竹崎企画監)

デベロッパーも兼ねている。土地を購入して建物を建てている。

(川田委員長)

この話の内容は、今の段階では県産材 5 m<sup>3</sup> と外材や他県の木材を使っていて、もし認証したら県産材を 10m<sup>3</sup> 使い、CO<sub>2</sub> 木づかい固定量に認証していくということでもいいのか。

(事務局：竹崎企画監)

はい。外国産の木材がほとんどと聞いている。外国産の木材を国産に切り替えることは、輸送の距離も少なくなるため、CO<sub>2</sub> の排出抑制という観点でも非常に意義が大きい。

(岩内委員)

10m<sup>3</sup> というのは認証にふさわしいのか。

(事務局：竹崎企画監)

先程事務局の方から説明させていただいたが、都会ではどれだけ使っても 20m<sup>3</sup> 程なので、そこに 5 割というのをあてはめた場合、10m<sup>3</sup> というのは妥当な線だろうと考えている。

(川田委員長)

20m<sup>3</sup> というのは、建坪でいうとどのくらいか。

(事務局：竹崎企画監)

延べ床で 35 から 40 ぐらい。

(川田委員長)

坪あたり柱は何本ぐらい使うのか。

(事務局：竹崎企画監)

延べ床の坪数と土台の本数が合っているとされている。延べ床 35 坪であれば、35 本ぐらい土台が敷かれ、柱は 100 本前後。梁桁は 60 本ほど。その業者の 1 棟あたりの平均が 17m<sup>3</sup> ぐらいなので 10m<sup>3</sup> だと十分 50%以上を満たす。

(川田委員長)

建築業者が建売でやっているのはだいたい 30 坪ぐらいだから、竹崎企画監の言うとおりの 17m<sup>3</sup> 程。良識的には間違いはない。いかがでしょうか。

(松岡委員)

補助要件がいくつかあって、その中の「1 企業あたり上限 100 万円」を除くということでよいか。

(事務局：竹崎企画監)

そうです。

(川田委員長)

この企業には、県からどのくらい補助金が出ることになるのか。

(事務局：竹崎企画監)

上限の 100 万円です。

(川田委員長)

この改正については、条文の文言をもう一度検討して、わかりやすく直すということで、では、次の認証ロゴマーク等使用規程の改正の説明をお願いします。

### 3. 高知県 C02 木づかい固定量認証ロゴマーク等使用規程の改正について

(事務局：越智)

認証ロゴマーク等使用規程の改正について説明する。

資料参照（認証ロゴマーク等使用規程新旧対照表）

(川田委員長)

県産材とは丸太のことか。

(事務局：坂田補佐)

製材です。

(川田委員長)

県産木製品とは何か。

(事務局：坂田補佐)

県産材を使ったおもちゃなどの木製品です。そういったものにこのロゴマークを使ってタグに使用量などを入れていた。

(川田委員長)

これは従来からありましたね。木製のハンガーなど。

(事務局：坂田補佐)

今回は製材品に、途中経過の構造が見えている段階でロゴマークが見えるかたちになっている。

(岩内委員)

イメージとしては、焼き印でロゴマークを入れるのか。

(事務局：竹崎企画監)

擦り半でインクを定着させるか、シールを貼ると聞いている。

(川田委員長)

それは、家を建てたときに貼るのか

(事務局：竹崎企画監)

基本的には、プレカット後にシールを貼る。まず現場に納めたときに大工が見て、この家はC02に配慮した家だと認識してもらおう。建てた後は施主さんにPRしていただく。

(川田委員長)

いわゆる産地銘柄みたいなもので、いずれC02の固定認証を受けるというのを構造見学会で他の施主さんにも宣伝してくれる効果を生んでくれるということですね。

(岩内委員)

建て終わった住宅の柱にロゴマークが見えているのか。

(事務局：竹崎企画監)

全部の柱に入れるのはやりすぎかもしれないので、良い所に入れる。

(川田委員長)

この企業は、C02の固定認証を利用するというのでよいのか。

(事務局：竹崎企画監)

先程の要綱にあったように、ロゴマークの使用はC02固定認証を利用することが前提。

(川田委員長)

利用しようとするのが前提だが、もしも認証申請しないという可能性はあるのか。

(事務局：坂田補佐)

ゼロではないが、この企業とは認証申請を行っていただくという話なので、基本的には無い。ただ他の企業が来たときには、そうすることがないようにする。

(川田委員長)

ロゴマークを使用するという事は、CO2 固定の認証申請要件をクリアをしている家だということでもいいのか。

(事務局：坂田補佐)

そうです。

(川田委員長)

建築時にロゴマークを大工が削ったりすることはなく、プレカット製品や具材に打ち込んだものを消さないで、住宅の具材として最終的にロゴマークを残すということでもいいか。

(事務局：竹崎企画監)

そのためにプレカット後にロゴマークを入れる。

(岩内委員)

天井裏開けてみたらロゴがいっぱいというは。

(事務局：竹崎企画監)

基本的には見えるところにある。そうでないとPRにつながらない。

(川田委員長)

ロゴマークを柱に残すことがイメージできないが、業者の方がそう言っているのか。

(事務局：竹崎企画監)

住宅メーカー、木材を供給するメーカー、プレカット、すべてが了解している。

(川田委員長)

一般流通はせずに、認証する家にしか使えないということでもいいか。

(事務局：竹崎企画監)

一般流通はできない。申請書に土佐材パートナー企業を書かせることになっている。その企業へのオリジナルの製材で、他には汎用できない。

(川田委員長)

特定の企業だけのロゴマークにならないのか。汎用性を持たないのでは。

(事務局：竹崎企画監)

その企業を指定している制度ではない。申請に基づいた制度なので条件をクリアすれば誰でも申請できる。この制度を広めていくのは施主さんであり一般の方なので、そこを考えると、最初の段階ではボリュームを持った企業にやっていただく方が効果は高い。

(松岡委員)

認証された後、最終的に数値の入った認証ロゴマークに変わるのか。

(事務局：竹崎企画監)

変わらない。固定証書に固定量の数値が入っている。

(松岡委員)

新旧対照表のロゴマークの違いは。

(事務局：坂田補佐)

左側（旧）は、ロゴマークと固定量のフォントの色が違っていたので、今回の改正を機に基本色に統一している。

(松岡委員)

県産木製品と県産材の違いは明記しているのか。

(事務局：坂田補佐)

運営要綱の第2条に、（6）県産材（7）県産木製品と定義されている。

(松岡委員)

県産木製品には、認証前のロゴマークはあるのか。

(事務局：坂田補佐)

無いです。今回は県産材だけです。

(川田委員長)

何も制約はないのか、これをやることによって他に問題が起こることは。

(事務局：竹崎企画監)

無いです。

(川田委員長)

県産木製品に、固定量の入っていないロゴマークを打つことはできるのでは。

(事務局：竹崎企画監)

県産木製品にも固定量の入っていないロゴマーク自体は打てます。

(松岡委員)

ロゴマークの大きさはどのくらいなのか。

(事務局：竹崎企画監)

10、5センチ角だとそれ以内、12センチ角だとそれ以内。梁だと18から24センチぐらいまで。

(岩内委員)

ずっとロゴマークが見えていて、施主さんが鬱陶しいと思うことは。

(事務局：竹崎企画監)

やりすぎないように。何がオシャレか感じていただける大きさに。

(川田委員長)

この改正について、特段問題があるということはないですが、何かございますか。

それでは、（3）その他について、事務局から願います。

#### 4. 協議事項（3）その他

(事務局：坂田補佐)

また、このような制度の改正等々、ご相談させていただくような案件があれば、委員会を開催させていただく。不定期にはなるが、よろしく願います。

以上